契　約　書（案）

　広島市（以下、「発注者」という。）と、　　　　　　　　　　　　　（以下、「受注者」という。）とは、広島市立広島みらい創生高等学校で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

　（契約の目的）

第１条　受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市立広島みらい創生高等学校で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

　（契約金額）

第２条　契約金額は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単　　価 | 　○，○○○．○○円／ kW（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 電力量料金単　　　価 | ○○．○○円／kWh（消費税及び地方消費税を含む。） |

２　受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

　（契約期間）

第３条　契約期間は、令和５年１月○○日から令和６年３月３１日までとする。(地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約)

　（履行期間）

第４条　履行期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

　（契約保証金）

第５条　発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

　（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

　（使用電力量の増減）

第７条　発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

　（契約電力の増減）

第８条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が５００kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

２　前項の規定により契約電力が５００kW以上となり発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

　（使用電力量の計量及び検査）

第９条　毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

　（電気料金の算定）

第１０条　電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

２　基本料金は、契約電力に第２条第１項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

３　電力量料金は、前条により読み取った１月の使用電力量に第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。また、令和４年１０月２８日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業における対象事業者である受注者にあっては、当該事業において定められた値引きを適切に電力量料金に反映させるものとする。

４　再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年８月３０日法律第１０８号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

　（電気料金の支払及び遅延利息）

第１１条　受注者は、第９条に定めた検査終了後、前条により算定した額を１か月毎に請求するものとする。（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

２　発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、｢政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示｣で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

　（談合行為等の措置）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　⑴　公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第２条第６項の不当な取引制限をし、同法第３条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第７条又は第７条の２の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

　⑵　この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

　⑶　その他この契約に係る入札に関して、受注者が前２号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

　⑷　この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第１９８条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

２　受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第１０条第１項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の２０パーセント（ただし、前項第４号に該当するときは、１０パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

３　前２項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

　（契約解除）

第１３条　発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

　⑴　受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

　⑵　受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

　⑶　本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

　⑷　警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第２条第８項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア　暴力団等排除措置要綱第２条第１項に規定する暴力団

イ　暴力団等排除措置要綱第２条第２項に規定する暴力団員等

ウ　暴力団等排除措置要綱第２条第３項に規定する暴力団経営支配法人等

エ　暴力団等排除措置要綱第２条第４項に規定する被公表者経営支配法人等

オ　暴力団等排除措置要綱第２条第５項に規定する暴力団関係者

⑸　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　受注者は、前項第３号から第５号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

３　受注者は、第１項第３号から第５号の規定により契約を解除されたときは、第１０条第１項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の１０パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

　（契約解除後の処理）

第１４条　契約が解除された場合には、第１条の義務は消滅する。

２　発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

　⑴　契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を１か月３０日として按分した額。

　⑵　同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額。

３　前項の支払は、第１１条に従うものとする。

　（暴力団等からの不当介入の排除）

第１５条　受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等をいう。第４項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

４　受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

５　受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

　（守秘義務）

第１６条　発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

２　発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

　（特約事項）

第１７条　本契約について、次年度の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

　（その他）

第１８条　本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

２　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本書２通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各１通を保有する。

　　令和５年１月　　日

発注者　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

　　　広島市

 　　　代表者　広島市長　　　松井　一實

受注者